



## 社労士のつぶやき 59 増える相談—有給休暇

私のような開業社会保険労務士は通常、毎月一定の顧問料を頂いて事業を行っています。業務は従業員の入退社、異動に伴う雇用保険、社会保険手続の代行等が主な内容です。就業規則の作成や複雑な案件を手掛ける場合、社労士個人にもよりますが、別途料金を頂くことが普通です。そしてもう一つ、何と云っても顧問業務のもう一つの軸が「相談業務」です。労働法的なことから、労基署や年金事務所、ハローワークなどに直接問い合わせても答えてくれますが、電話はかかりにくく、しかも聞きづらいものです。顧問先の担当者が、「ちょっと分からない」ことを気軽に尋ねられるというのが社労士の「ウリ」と言えます。特に今年は多い。普段からの賃金や労災、年金等の相談に加え、大阪北部地震や台風の影響で「会社を休みにしたけど、給料はどうすればよいか？」などはその典型です。中小零細など、以前なら「会社は休みだけけど給料はそのまま、出てきた従業員には金一封」等々の「社長裁量」が幅を利かせていましたが、世知辛く何もかも型通りのPCソフトに入力しなければならず、更に従業員の目も厳しくなった世の中、そんなに簡単にはいきません。法的根拠が求められており、いかに適切なアドバイスが出来るかが私たちの「ウデ」とも言えます。

そして格段に増えたのが有給休暇の相談です。昔は相談どころではなく、「ウチはあれへん！」の一括！でした。しかしそうも言えなくなり、「どうやって算出するのか？」「これは有休か欠勤か？」などに変化しています。これに輪をかけて例の「働き方改革関連法」です。2019年4月より、年10日以上有休が発生するフルタイム従業員に対し、最低5日使用させることが雇用主の義務になったのです。これは人事担当者との事務的なやり取りでは済みません。「月8日も休ませてるのに、まだやらなあかんのか！」と怒る社長をまず説得しなければならないのです。疲れます。2020年になれば関連法が本格的に始動するため、残業規制（月60時間以上は割増50%、36協定違反は従業員一人につき30万円以下の罰金等）やタイムカード打刻の徹底などをまず説明しなければならないのです。仕方ないよね、みんなが選んだ政府だから。

でも、これらも「相談業務」の範疇に入ってしまう、顧問料の増額を言いにくいのが実情です。私にも誰か残業代とボーナスくれないかなあ。つぶやきではなくグチになっちゃいました。すみません。

社労士事務所アジュール 高 龍弘

## 燃料カードの価格表【2018年10月分】

### AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	141円
ハイオク	151円
軽油	121円

【価格は税抜】

### ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	148円
ハイオク	158円
軽油	126円

【価格は税抜】

### 全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	出光・ENEOS・COSMO	宇佐美	鈴与 (ENEOSウイング)
レギュラー	141.3~143.3円	141.3~143.3円	145.3~147.3円
ハイオク	151.4~153.4円	151.4~153.4円	155.3~157.3円
軽油	121.9~123.9円	121.9~123.9円	124.7~126.7円

【価格は税抜】